

浜松市寄贈者名等を表示した樹名板の寄附受け入れの基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市所管の街路樹に設置する寄贈者名等を表示した樹名板(以下「寄贈樹名板」という。)の寄附の受け入れについて必要な基準を定める。

(基準)

第2条 市長は、次の各号の基準をすべて満たしていると認めるときは、寄贈樹名板の寄附を受け入れるものとする。

(1) 寄贈樹名板の設置及び管理の方法に関し、別に定める協定を市長と締結していること。

(2) 寄贈樹名板を寄附しようとする者が、次のいずれにも該当せず、かつ、市長が、不相当と認めないとき。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種の事業者

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)で規定される貸金業者

ウ 公営競技の事業者(地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める指定管理者を含む。)

エ 規制対象となっていない業種において、社会問題が顕在化している業種の事業者

オ 各種法令に違反している者

カ 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善がなされていない者

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、寄贈樹名板の寄附の受け入れについて必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。